

事業主との健康診断の共同実施、健康診断結果の共同利用について

三陽商会健康保険組合が実施する、生活習慣病、人間ドックは労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づき、事業主が実施する定期健康診断を兼ねていることから、被保険者（従業員）健康診断事業および健康管理事業を効果的、効率的に実施するため、事業主と共同実施、共同利用をしております。

事業主については、労働基準監督所へ健診結果の報告義務、安全配慮義務があることから、健康診断の結果が必要となります。

安衛法以外の健診結果は個人情報となりますが、健診結果の提供について、その都度本人に同意を求めることは業務量が膨大になること、また、受診者にとっても健診結果のコピーを事業主へ毎年提出することは受診者の負担にもなることから、すべての健康診断結果については事業主と共同で利用することをあらかじめ同意が得られているものとして取り扱います。

この件について、ご質問のある方は健康保険組合までお申し出ください。